(2) 失われる利益

起業者が平成20年3月及び5月に任意で行った現地調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエビネ類及び準絶滅危惧として掲載されているヤマシャクヤクが確認されたが、改変区域から離れた位置での確認であり、影響はないと評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は滋賀県教育委員会と協議を行い、本件事業が埋蔵文化財に影響がない旨、回答を受けている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、自動車交通の安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令第3種第3級の規格に基づき、現道拡幅方式により2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、現道拡幅方式で川側に拡幅する案（申請案）の他、同じく現道拡幅方式で山側に拡幅する案及びバイパス方式で安曇川の西側山地部を通る案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は、地形の改変が小さいこと、事業期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

また、関連事業及び附帯事業の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案するといずれも適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件区間は、3(1)で述べたように、幅員狭小で線形が悪く、また、通行規制がなされた際の有効な代替道路がない状況を踏まえると、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である大津市長、高島市長等からなる京都大原今津小浜間国道整備促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　滋賀県大津市役所

人事異動

内閣府

警視監
小谷　渉

警察共済組合監事に任命する
同　髙橋美佐男

警察共済組合監事を免ずる（以上八月五日）

法務省

検事
小山　紀昭

平成二十一年度司法試験（旧司法試験第二次試験）考査委員に併任する
同　井上　宏

併任の期間は平成二十一年十一月三十日までとする
同　西山　卓爾

平成二十一年度司法試験（旧司法試験第二次試験）考査委員の併任を解除する
同　小山　紀昭

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
同　井上　宏　　同　山元　裕史
同　川原　隆司

併任の期間は平成二十一年十一月三十日までとする（各通）
同　中山　仰二　　同　西川　政治
同　羽山　秀樹　　同　藤野　陽
同　布野　克也　　同　丸尾　弘之

東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　小川　正照　　同　加藤　敏広
同　木村　俊彦　　同　辻　秀樹
同　星野　充広

大阪簡易裁判所判事に補する（各通）
同　朝日　和人　　同　安藤　學

名古屋簡易裁判所判事に補する（各通）
同　土井　久志

広島簡易裁判所判事に補する
同　神園由紀子　　同　中島　慶人
同　樋口　隆　　同　古庄　範行
同　本田　稔　　同　牧角　康弘
同　三城　芳子

福岡簡易裁判所判事に補する（各通）
同　島影久治朗

仙台簡易裁判所判事に補する
同　安藤　啓正　　同　加藤　晃司
同　山崎　秀司　　同　吉田　修

札幌簡易裁判所判事に補する（各通）
同　原　良和　　同　廣田　秀俊

高松簡易裁判所判事に補する（各通）
同　明石　聖　　同　赤星　英夫
同　小中澤謙三　　同　高倉　篤麿
同　土橋　一徳　　同　中島　寛
同　藤元由紀子　　同　宮崎　光雄
同　矢倉　章三

東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　高橋　敏郎

飯能簡易裁判所判事に補する
同　宮崎　直大

熊谷簡易裁判所判事に補する
同　西村　恭一

常陸太田簡易裁判所判事に補する
同　山崎　松三

熱海簡易裁判所判事に補する
同　大野　英明

新津簡易裁判所判事に補する
同　佐野　誠也

三条簡易裁判所判事に補する
同　白井　敦広

十日町簡易裁判所判事に補する
兼ねて南魚沼簡易裁判所判事に補する
同　福田　修

大阪簡易裁判所判事に補する（各通）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事
江口　和伸

東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事
阿部　則之

仙台簡易裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　朝香　　稔

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）の併任を解除する（以上八月六日）

同　遠藤　鈴枝　　同　大橋　直孝
同　金子　益之　　同　小林　孝史
同　瀧田　隆　　同　竹内　宏
同　樽井　利幸　　同　中村　文生
同　五十嵐篤実